

実践報告

附属特別支援学校における養護教諭の保健教育 －知的障害の性に関する教育の実際と今後の課題－

河野 恵*・栗原 淳**

Health Education by Yogo-Teacher at Intellectual Disability in the
Attached Schools:
Practices and Future Problems to Sex Education for Intellectual Disability

Megumi KAWANO* and Atsushi KURIHARA**

【要約】

佐賀大学教育学部附属特別支援学校では、主に養護教諭が保健教育を実践している。その中でも今回性に関する教育について小学部、中学部、高等部の実践内容についてふり返ったところ、知的障害の児童生徒にとって性に関する教育内容は身近なもので必要性が高いことがわかった。また、専門性を有する養護教諭が保健教育を実施する有効性は高く、教職員や保護者等と協力し実施することが重要だと分かった。さらに、小学部入学時より系統的な計画に基づいて実施することの必要性を改めて感じた。

【キーワード】

養護教諭、保健教育、性に関する教育、系統的な計画

I はじめに

特別支援学校学習指導要領の教育目標は、『児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと』^①、とされている。つまり通常の教科指導と併せて個々に応じた日常の生活習慣が重要だと明記されていることになる。

知的障害を主体とする特別支援学校の多くの児童生徒は、発達障害や自閉症スペクトラム障害、その他の身体的疾患等が重複しているケースが多く児童生徒の特性が多岐にわたっていること、精神発達段階が個々によって異なるため理解力にも個体差が大きいことより、一つのことを習得するためにケースによっては様々な工夫を行い実践されているという現状がある。また生活習慣の中でも特に健康に関する項目は、日常生活を送る上で非常に重要なスキルであるが家庭に委ねられている部分が強く、相談があった場合は学校と連携して個別対応しながら実施することが多い。

教科として単独で保健学習の時間設定ではなく、教科を合わせた指導の内容で実施しているのが特別支援学校での現状である。

知的障害の性に関する教育は今まで様々な研究がなされているが、その実施の困難性について様々な要因があるといわれている。^② その内容としてどの校種でも共通している点は「教材・資料が少ない」、「実施する教師が少ない」、「養護教諭が多忙である」、「性教育の知識が少ない」という項目が挙げられていた。また「管理職を含め他の教職員の性に関する教育の必要性に対する理解がない」とも触れられており、要因になっている。以上の点から、現在本校での実践内容をふり返り、問題点、改善点を探ることでより効果的な性に関する教育が実施できるのではないかと考えた。

*佐賀大学教育学部附属特別支援学校

**佐賀大学教育学部

II 内容および方法

1 佐賀大学教育学部附属特別支援学校について

本校は、昭和53年4月1日佐賀大学教育学部附属小学校と中学校の特殊学級を併合し、翌年より高等部を新設し開校した開校38年の知的障害特別支援学校である。平成28年度の児童生徒在籍数は定員60名に対し小学部18名、中学部18名、高等部22名の合計58名で男女比は6対4で男子が多い(図1)。また、設置者は国立学校法人佐賀大学であり、の入学時には選考試験を実施している学校である。

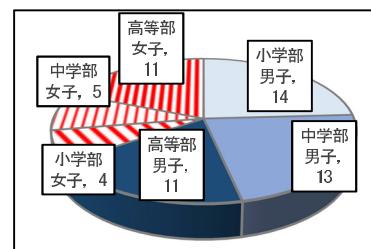


図1 本校の男女比

2 特別支援学校における保健教育とは

保健教育は、健康教育とも呼ばれ、健康の保持増進に必要な知識、技術、態度等の形成を目的とし、学校教育全体で保健管理とともに学校保健の推進に不可欠な教育活動として位置付けられている。狭義の保健教育は、保健学習と保健指導を主に指しており、保健学習は学習指導要領で小学校3年生の体育科の保健領域より開始される。それ以前の幼稚園から小学校低学年にかけては必要に応じ、保健指導の形で習慣形成を目的して実施されている。中学校になると体育科の保健分野として、高等学校では教科保健として保健学習の授業が展開されているがこれらの内容は、保健単独で成立するのではなく、理科、家庭科、社会科等の内容と関連させながら、現状の健康問題に合った内容をより具体的に実践する力を身に付けることが求められている。

特別支援学校での保健教育も一般の学校と同様、学校の教育活動全体を通して実践している。しかし児童生徒は個々の障害特性を持っているため、それに応じた手立てや目標、習得する内容が異なる。それを踏まえ本校の学校保健目標も「一人一人の能力に応じて自分自身の健康管理ができる児童生徒を育成する」とし日々取り組んでいる。

前述のとおり保健教育は、保健学習と保健指導に分類されるが、保健学習とは学習指導要領に沿った内容について授業として実施するが、特別支援学校の場合、図2のように他教科や各日常生活上を組み合わせて実施されることが多い。本校では、『健康教育』という単元名として養護教諭が主体となって実施している。

一方、保健指導は学校行事を中心に集団指導や個別指導の形で実施するものだが、本校も同様に実態に応じ、教職員の協力のもと学校の教育活動全体で実施している。

3 方法

健康教育の年間計画に沿って、授業形式で実践している。(表1)

歯みがき指導や手洗いうがい指導も含まれているが、総括的にみると、これらも性に関する教育として身体の清潔に関連する項目と考えられる。

保健教育		
	保健学習	保健指導
目標・性格	保健の科学的原理・原則の理解を達成して実効力(思考・判断・行動選択・意思決定)の育成	健全な生活の実践に必要な態度や習慣の育成(日常生活への実践化)
内容	学習指導要領に示された一般的で基本的な概念	当面する健康の問題で学校が児童生徒の保健行動方に則りて設定
教育課程への位置づけ	体育保健領域(小学校) 保健・育科・保健分野(中) 保健・育科・保健分野(高)	特別活動を中心とした教活動全体
進め方	教科の指導として計画的に実施	特別活動の実施活動・ホームルーム活動、学校行事を中心とした個人、集団を対象として計画的・系統的に実施
指導者	学級担任(小学校)、保健体育科教諭、教師または講師による直接的な指導 教材による直接的な指導	学級担任、看護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養教諭(学校栄養看護士)など
特徴	学習指導要領で指導内容や指導字眼、指導時間などを特定	児童生徒の現実の姿や実際の健康問題に即した適時の指導や接し合いの柔軟的な指導

参考文献: 健康教諭の活動の実際(東山書房)

図1 保健学習と保健指導

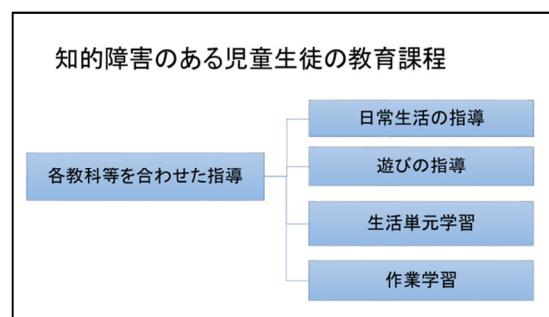


図2 知的障害のある児童生徒の教育課程

表1 平成28年度年間健康教育一覧表

1. 児童生徒対象			
	月	小学部（クラス毎）	中学部（全員）
1学 期	4	4月 手洗いのしかた（あわあわ手あらいの歌）ビデオで各クラス毎実施	
	6	健康教育（歯みがき）	健康教育（歯みがき）
	7		健康教育（歯みがき指導） ※佐賀中部福祉事務所連携事業
	9		性に関する指導① (パーソナルスペース)
2学 期	11	健康教育（手洗いうがい）	性に関する指導② (二次性徴の心身の変化)
	12	健康教育（相手との距離）	11月 養護教諭によるブラッシング巡回指導②（全員）
	2	健康教育（手洗いうがい）	健康教育 (手洗いうがい、冬の感染症) ※2グループに分け実施
	3	○健康教育 (思春期男子の体 小5・6男)	個別保健指導
必要時 個別指導	性に関する教育	相手との距離、月経の手当て、男子の第二次性徴の体つきの変化	男女交際 等
	衛生指導	爪の切り方、洗顔のしかた、ムダ毛の処理、手洗いの手順	等

III 平成24年からの実践内容

1 知的特別支援学校における性に関する教育の実際

佐賀大学教育学部附属特別支援学校では、『健康教育』という題材名で、性に関する教育以外にも養護教諭が主導した授業実践を展開している（表1）。その時養護教諭として特に留意している点があるので記述したい。

①『児童生徒が楽しんで健康教育を受けられるようにすること』

特別支援の児童生徒の多くは、集中力が持続できないという特性がある。また、理解力や発達の状況によって理解力や身体機能の能力が異なるため、「上手にできる」ことを目標にせず、教室の仲間と一緒に、同じ学習をすることで楽しませ、体感させることに重点をおいている。そのため、毎回教材を検討し、内容を変えたりして工夫をしている。

②『児童生徒の活動時間をいれること』

一方的な教授になりがちな授業に、実態に応じて自らに考える活動を入れたり、ワークシートで穴埋め問題を記入させたりすることを入れている。次回の学習指導要領の目標に挙げられているアクティブ・ラーニングは、特別支援学校の児童生徒の保健教育に有効な場合がある。また知識の定着や振り返りのため、授業の最後に授業の内容や感想を記入してもらうようにしている。

③『現在の児童生徒の実態に合わせた内容になっていること』

児童生徒の実態で健康問題は常に変化する。児童生徒や教職員、保護者の情報からそれをアセスメントし、どの項目に重点を置くか等、変更・修正を毎回実施している。そうすることでより実態に合った内容になり、保健教育の意味が深くなると考えている。

④『その他の注意事項』

性に関する教育では、特に保護者の同意や思いを大切にしている。そのために事前にプリント等で内容の開示を行い、承諾を得るようしている。

このように、創意工夫を行なながら保健教育を実施している。

2 小学部における性に関する教育

小学部の6年間で心身は大きく変化する。ある新1年生の男子児童は、入学当初校舎に入ることが課題だった。しかし、地道な担任の指導のおかげで10か月を過ぎた身体測定では、普通に保健室に入室して検査を受けられるまでになっていた。その様子を見ていて、様々な特性を持った児童でも、状態に合わせ指導をしながら、時間をかけ繰り返すことが大切だと痛感した。

また、自閉症スペクトラム障害の特徴として記憶力の良さがあり、一度定着したものは長期にわたつてできる反面、間違ったスキルの修正は容易ではない。その特性を踏まえて、小学部は特に正しい手順（手洗いうがい、歯みがき、トイレの使用方法、着替え、入浴方法等）等を教える必要がある。

体の清潔は、4年からの宿泊学習、6年生の修学旅行での事前指導で実施している。イラストで示した手順書（図3）を用いて実施し、入浴時には担当教師によって直接洗い方のアドバイスをしている。

男女の心身の変化の学習は、視覚的支援（絵、写真使用）で個々に応じ予測される心身の変化を学習させていている。特に自閉症スペクトラム障害は変化に順応するのが難しい。そのため、特に第2次性徴前には必要と考える。

小学部女子の在籍数は少ないため、初経前に『手当ての手順』『お姉さんのマナー（相手との距離、洗顔、身だしなみ等）』を担任や保護者と連携して個別指導をしている。特性によってはナプキンの交換時間や手順は具体的な指示が必要な場合がある。

今まで学校における性に関する指導の中で、男子については特別支援でも重要視されていなかった。しかし、保護者の相談は圧倒的に男児が多いこと等から、男子にも事前学習が必要を感じ、平成26年より5、6年対象に開始した。教材は、岩室信也監修の『男の子が大人になるとき』の絵本を用い、特に『精通、心の変化（イライラ等）、発毛、変声、心の変化』の項目に絞って実施している。また、28年度は、児童間でのトラブルがあり5、6年で『相手との距離の取り方』を初めて実施した。しかしこのトラブルは実際に他の小学部児童でも起こっており、小学部全体で低学年から学習する必要性を感じている。



図3 修学旅行の入浴手順

3 中学部における性に関する教育

第二次性徴にかかる中学生期は、自分自身の成長と心のバランスがくずれやすく、本校の生徒の中にも調子を崩したり退行したりする様子がみられることがあるため、継続した性に関する教育が必要である。

特別支援学校に通学している生徒は、経験不足や友人同士で情報収集する機会も少ない。加えて男子のこだわり行動が特に目立ち始め、性器いじりや不適切なマスターべーション等が表出してくる。また、距離感が大変近い生徒も多く、話す際に顔を極端に近づけたり、相手の体に抱きついたりしていることがある。

このような実態から、①男女の体のしきみ、②相手との距離感を重点的に取り組んでいる。

①男女の体のしきみ

男女別に分かれて、約30分で実施している。男子を養護教諭、女子を中学部女子職員とで分担し、指導者は白衣を着用し『体の研究』という題目で実施している。そうすることで性に関する羞恥心が緩和され、話を真剣に聞く態度につなげた。

②相手との距離感

図4の『中学生らしいふるまいかた』とルールを決めて距離感を学習させている。相手との適切な距離の習得は、男女の性差の体格はつきりしてくる中学生期には特に必要である。距離感覚がなく、抱きつく行為や相手に過度に触れているその光景は、見方を変えれば明らかに違和感で、極端に言えば犯罪行為に見える場合があるかもしれない。また、職場解雇やグループホームの強制退所の原因は人間関係のトラブルが多い。そうならないためにも、早期に距離感の学習が必要と考える。また、同時に身体の名称等の学習も、将来自立するための必要な知識と考えて取り組んでいる。

4 高等部における性に関する教育

高校生期では身体は大人の人間としてほぼ成熟するも、心は自我や自立心が芽生え始め、心身のバランスが取れずに苦しむこともある。特別支援学校の生徒にも同様で、不安やモヤモヤがあっても自分でどう表現していいか分からず、他害や暴言等の不適切な行動や、円形脱毛、頭痛、腹痛等の身体症状として表れることがある。そのため、養護教諭として様々な機会に話しかけ触れ合うようにしているが、その中で困っていることや悩みを打ち明けたり、養護教諭が気付いたりすることがある。その時は解決方法や他の教職員、保護者と連携して問題解決につなげている。

高等部では入学時より3年後の卒後を見据え、個々に応じた自立支援を目標に教育過程が計画されている。性に関する教育については、佐賀中部保健福祉事務所と連携し3年毎にエイズ予防講演を実施するようしている。平成28年は実施にあたったため、養護教諭と保健師とで事前に何回も打ち合わせを行い、特別支援学校での講演の留意・工夫点を情報提供しながら、保健所の専門性を最大限生かすことが出来るように配慮して必要な内容を網羅できるようにした。また生徒の実態に合わせて高等部職員と話し合った結果2グループで実施することとした。

Aグループは能力が高く、将来結婚や出産を経験する可能性が高いと考えられる生徒で構成した。男女別に①男女の心身の違い、②妊娠出産、避妊について実施後、集合して③エイズ、性感染症についての



図4 中学生らしいふるまいかた



図5 虹の輪を用いた距離感の学習

内容をパワーポイントを用いて保健師が指導者として学習した。

Bグループは、適切な距離感がとりづらい生徒が中心で、①相手との距離感、②身体の清潔（入浴方法）、③男女の違いを養護教諭が指導者として実施した。図5は実際の距離感の学習風景である。虹の輪（サークルズ）とはカナダのバーバラ・ペインが開発した障害のある人たちが他者との距離感を学習するために開発したプログラムである。それともとに自分との親密さの度合いによって違ってくる色を身近な人を例に挙げて考えさせ認識させながら取り組んだ。

実施後の生徒の感想で、Aグループの一部は「内容が難しかった」「よくわからなかった」という感想も出ていたが、一般中学校から進学してきた生徒からは「内容の一部は（中学校の）保健の授業で習ったことがある」ということだった。Bグループの生徒は、実施後教室で担任より事後指導として中学部と同様に作成したポスターを用い個別に指導を継続してもらった。

実施後の教職員からの感想では『授業内の内容が多すぎる』『グループ別で実施して良かった』等様々な意見を挙げてもらった。この意見を参考に来年度の計画につなげたい。

5 教職員への性に関する教育

性に関する教育について、養護教諭と教職員ともに必要性強く感じているものの『個人差が大きい』、『教材・資料が少ない』、『性教育の知識が少ない』理由等で教職員自身が性に関する教育に積極的に取り組めない現状は本校でも感じていた。また実践を重ねるうちに、小学部低学年から実施する重要性、教職員自身が児童生徒との適度な距離感をとる意味を周知する必要性を感じた。そのため、職員研修で「知的障害における健康教育について」という内容で保情報提供を行い周知を図った。実施後、『研修によって児童生徒との距離感をとる大切さに気付いた』、『改めて性教育の重要性を認識できた』等の感想があった。

性に関する教育を学校全体で取り組むためは、共通理解が重要である。今後も継続していきながら養護教諭以外が外部講師として学校医や助産師に参加してもらう等、研修の充実を図りたいと考えている。

6 保護者への性に関する教育

日頃の健康問題や自宅での問題行動の把握、保護者の困り感等、学校では見せない家庭での様子の情報収集も兼ねて、養護教諭として保護者には特に積極的に声をかけるよう心がけている。また、保護者によっては直接保健室に来室し相談を受けることもしばしばある。

その相談内容の中に、児童生徒間の距離が近すぎるのが気になるという相談があった。ある時、保護者と生徒が手をつないで帰宅したり、腕を組んだりしながら下校する姿を目撲したことがあった。このように保護者間で距離感の認識が大きく違うことがわかつた（例えば自閉症スペクトラム障害とダウン

平成28年度 横須賀市立二高級

知的障害の健康教育について

癡聴教諭 河野 也

1 知的障害学校での健康教育の必要性

- ・誰もないと「行けない」、誰も学ぶ事の無いところに「行き物が出来ない」としていない。
- ・実験操作が出来ない、運動見、白日会や他の人間との手話ができる事が難しい
- ・手書き文字が読めない（手書きで読み取れない）
- ・集団活動の「遊び」で必要なスキル（自己忍耐の培养、おもいやり心地、生産性）
- ・英語の読み方（発音の自然な発音の發達の遅れ）
- ・校内移動時（廊下）の安全運営のための準備、…校内の学校保健室の車両搬入（危険の危機感）
- ③音（カッタバ）、音楽（カッタバ）
- 一ヶ月の定期検査、定期点検など（カッタバ）
- （参考）近所、住むところなど（カッタバ）
- ・自分のこと（カッタバ）、他人のこと（カッタバ）を経験する事で自己理解（小学校より早い段階）
- 一ヶ月（カッタバ）で何が何でも覚える。しかし、忘れてしまうと直ぐ忘れることが多い。姿勢が難しい（身体の構造、動作の教訓の手順（カッタバ）を教える、説明を教ぐなど）

2 「性」に関する教育とは

- ・2006年「性教育の標準化に関する要綱」、性教育を受ける権利が保障
- ・どの教材で何をどうするか（標準書、7冊ある）
- ・和歌山市は、「国語」ではなく、「性の言葉が困る」として「性言葉」（小学校より早い段階）
- ・教科書（性教育）の内容はいかがなものか？性教育をする力の教習（性教育する場合がある）
- ・「性」は、○普通の事のこと、×マイペースの事
- マイペースの事のこと、○「性」を理解せずにやること（性人丸）
- ・性（性別）は男、女の人生、男女の命を守るためにだけはない。
- トレハは、性（性別、性たる性）（近く、お世話の性）（性別、性差、性翻）
- ★性（性別）と性（性欲）の区別（性欲：性行動傾向性）を理解すること（性人丸）
- 一説が分かってから、もう少し、これが何で出来てやがるかは知らない。ソースを知らない。想像してくとも、こういったもの3-4回の繰り返しで、自分で行動をしていく。

3 現在の本校の取り組み（性に関する教育のみ）

小学校

- ・小4～6（男女）　専門学習等の介入の有無
- ・小5（男子5～6歳）：『えきごとく男の子への道』第1次性教育について
- ・小（女子：性別認知、本格的対応実施）『えきごとく女のおしゃれために』第1次性教育、初生徒会（2月～セントラル）
- 性の言葉の範囲（パンナカルバベース）
- 性の女のいい（性女に分かれて覚悟）

中学校

- （右）は「波」
- 佐賀県立聴覚障害者支援学校上峰「ハイスクール保健医療室（心の健康の連携教室）一部の実績」

※米国議院で「性に朝すわがみ」と首本実現する必要が御ります。来年度より実現正面（全国統括）を始めます。

4 今後校内外共通組織で協力してもらいたいこと

- 全校生との共通組織 ★よい丁寧な言葉をもつて対応（取扱法もつづら）
- 学年間での学年（学年）評議会を実現する（会議（会議））、特に、性（性）に対する理解を深めたい。性（性）を理解する（性）でない（性）である。必要以上に手をつなぐ（接觸）を減らしたい。なぜか？セクション（セクション）に入れないでください。性（性）の強調（強調）につがるが自然（自然）や他の（他の）影響（影響）への影響（影響）を考慮する。
- 児童虐待防止（児童虐待）の実現（児童虐待）を図る（図る）ことを目指す。
- 性（性）生物学的性（生物学的性）と、自分自身（自分自身）と見分け（見分け）が付かない（付かない）。
- 性（性）生物学的性（生物学的性）と見分け（見分け）が付かない（付かない）。
- 特需生自立奉事（他所（どこ）でも）頼らなければ（頼らなければ）だまされ（だまされ）ない（ない）。
- みんな（みんな）の教諭（教諭）についていつでも保健室で相談（相談）して下さい。

図 6 教職員ミニ講話

症候群等の知的障害)。また、中学1年男子の母親からは「精神年齢が低いので、体の成長も遅いと思っていた」といわれたこともあった。このことより、保護者への性に関する情報提供の必要性を感じ、保護者会(育友会)へ提案したところ同様の思いがあつたことが分かったため、平成28年より希望者で『保健に関する茶話会』を実施した。運営は保護者会が行い、養護教諭はスーパーバイザーで参加した。内容の一部を紹介すると『何歳から一人部屋に移行するのか』という質問に『突然の変更は混乱する原因、年度が替わる4月や引っ越し等タイミングをみて実施した結果うまく移行できた』等、他の保護者が対象の保護者へ実体験を踏まえて回答しその後、養護教諭がアドバイスする形で実施した。終了後『保護者同志で学び合えてよかったです。次回も参加したい』という感想が多く今後も継続していくよう計画していくたいと考えている。また保護者の実体験談は、養護教諭としても学習する機会になった。

7 実習生への性に関する教育

本校は佐賀大学教育学部附属学校の使命の一つである教員養成の場として、特別支援学校教諭免許を取得するために毎年多くの学生が実習に訪れる。特別支援教育では障害種によって担当教師が養護教諭と連携しながら健康管理を担う場合があるが、学校保健に関する内容は大学の教職必須項目でないため、障害児教育を専門とする学生以外学習する機会が少ない。特に性に関する教育についての理解度は低く、実習中に必要以上に手をつなぐ行為や、言葉かけや敬語の使い方等、児童生徒との適切な関わり方について目に余る場面が時々みられた。しかし、実習生の中には特別支援学校における性に関する教育に関心を持っている学生も多くいることがアンケート結果でわかつた。現在、実習部と連携し事前指導している中で、適切な関わり方を含めた性に関する内容も併せて指導できればと考えている。

IV 考察

1. 知的障害の性に関する教育を振り返っている中でいくつかの課題が表出された。

①性に関する教育の系統性が必要であること。

特別支援教育における性に関する教育の研究は多数発表されており、そのことより関わる支援者としてこの教育が大変重要で必要なスキルという認識が高いと考えられる。しかしその中でしばしば挙げられていたのが、学校内の体制の問題だった。山田らは「障害のある児童・生徒にとって、系統的・計画的な教育は個別の教育支援計画からもわかるように必要不可欠である。」⁴⁾とし、水内らも「児童生徒の発育、発達段階をふまえた系統的なカリキュラムのもと、小学校低学年からの早期の性教育が必要」といっている。²⁾このことより、本校でも小学部低学年から含めた性に関する教育の年間計画の作成を実施し体制作りをする必要があると考える。

②教職員への性に関する教育の研修会の継続

学校で性に関する教育を実施する場合、専門的立場である養護教諭が主導的に実施する場合が多い。しかし、特別支援教育では特に発達段階や特性の個人差が大きく、支援も担任によって個々応じて創意工夫を凝らしている場合が多いため、担任が取り組むことでより効果が期待されると考えられる。その点からも養護教諭と教職員が連携し学校全体で取り組むために、教職員への性に関する教育の研修を充実させ継続していく必要性を感じている。

③養護教諭の情報収集の重要性

特別支援学校では養護教諭が行事等に積極的に参加し直接児童生徒に関わることは、日常の健康状態の把握を含め、性に関する問題行動の早期発見につながっていると考えている。また、保護者や担任等の教職員との連携を密にとることで、家庭状況を含め多面的に児童生徒を把握し理解できることにつながっている。こうすることで一人一人に本当に必要な知識やスキルが

把握でき、より効果的な保健教育や保健指導につなげることが出来ると考える。

V 成果と課題

性に関する教育を含めて附属特別支援学校で実施している保健教育を振り返ると、他の学校に比べて各々の日常生活の中でより身近でより必要性が高いことがわかった。ある時、保護者から「保健の先生（養護教諭）から言われたことは自宅で素直に守っています。」という声があった。それは児童生徒が養護教諭を健康の先生と認識しているからであり、その点から養護教諭が実施している保健教育は有効性が高いといえると考える。

現在本校で実施している性に関する教育の取り組みは、少しずつではあるが児童生徒や教職員、保護者の中で浸透しつつある。今後も創意工夫を凝らし、教職員や学校医、他機関との連携を深めて実施につなげていきたい。また性に関する教育への充実を深めるために、養護教諭としてイニチアシブをとり校内の研修の充実、さらに外部機関（放課後児童デイサービス、卒業生の進路先事業所）と連携を拡大させていきたい。

VI おわりに

今回、特別支援学校における性に関する教育をまとめるにあたり、今までの実践内容は養護教諭として日頃感じたり、他から要望があつたりして始めたことがきっかけだった。しかし既に研究し、課題として挙げられている点が多く、この点からも特別支援教育での性に関する教育の資料や書籍が不足している現状がわかった。今後も養護教諭として自己研鑽しながら保健教育の充実をはかっていきたい。

謝辞

本稿を作成するにあたり、熱心にご指導いただきました佐賀大学教育学部附属学校統括校長 栗原淳先生、佐賀大学教育学部附属特別支援学校校長 渡邊成樹先生及び佐賀大学教育学部附属特別支援学校的教職員の先生には日頃より学校保健についてご協力を賜り、感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省：特別支援学校学習指導要領総則
- 2) 水内豊和、中島育美（2012）：発達障害児等の性教育に関する養護教諭の意識、小児保健研究、第71卷、第5号、763～772
- 3) 伊藤修毅編（2016）：発達障害の子の子育て相談5 性と生の支援 性の悩みやとまどいに向き合う、本の種出版
- 4) 山田晃生、水内豊和（2010）：特別支援学校における性教育に対する意識と実態、富山大学人間発達科学学部紀要第5卷第1号、49～64
- 5) 児島芳郎（2015）：特別支援学校教員の養成段階における性教育の専門性向上に関する検討、健康科学と人間形成Vol. 1, No. 1
- 6) 中央教育審議会（2007）：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）